

【簡易型総合評価落札方式（実績確認型）】

入札説明書

入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。

この公告の工事は、入札を、愛南町電子入札運用基準（工事・業務）（平成26年7月1日制定。以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）で行う工事である。なお、電子入札システムにより難しい場合は、町長の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

1 競争入札に付する事項

別添入札公告の入札後審査型一般競争入札公告個別事項（以下「個別事項」という。）の表中「入札に付する事項」に掲げるとおり

2 落札者の決定の方法

共通事項の7に掲げるとおり（くじの詳細については別紙1を参照すること。）

なお、落札者が決定した場合は、原則として全ての入札参加者に対して電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとし、契約締結後、入札情報公開システムにおいて入札結果を公表する。ただし、紙入札方式による入札参加者に対しては次に掲げるところによるものとする。

(1) 紙入札方式による入札参加者が落札者であるとき

当該落札者に対して書面により落札者決定の通知を行う。

(2) 紙入札方式による入札参加者が落札者以外であるとき

入札情報公開システムに入札結果を公表することをもって落札者決定の通知に代える。

3 調達をする建設工事の仕様その他の明細

別途貸与又は閲覧に供する設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）のとおり

4 開札に立ち会う者に関する事項

電子入札システムによる入札参加者で立会いを希望する者は、開札に立ち会うことができるものとする。また、やむを得ず紙入札方式による参加者は、開札に立ち会うものとする。ただし、当該紙入札方式による参加者が開札に立ち会わない場合においても開札するものとする。

5 電子入札等に関する事項

(1) この公告の工事は、原則として、入札参加資格確認申請、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う工事である。

(2) 紙入札方式による場合

入札参加者にやむを得ない事由（運用基準2-1に定めるものに限る。）があると認められる場合に限り、紙入札方式によることができる。当初から紙入札方式を希望する者は、個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間内の受付時間中（休日（愛南町の休日を定める条例（平成16年愛南町条例第4号）第1条に規定する町の休日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）（以下「紙入札書等提出期間」という。）に、愛南町役場企画財政課へ持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書

便でこれらに準ずるもののうち配達記録が残るもので期限の最終日の午後5時までに到着したものに限る。以下同じ。)により提出すること。

(3) (2)により紙入札方式での入札参加を認めた者については、当該入札に限り、紙入札方式から電子入札への再度の移行は認めない。

(4) 7(1)及び7(7)イに掲げる書類(以下「添付書類」という。)は、個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間内に、電子入札における入札書に添付して提出すること。

ただし、当該添付書類の容量が合計で3メガバイトを超える場合は、添付書類に係る紙媒体又は電子媒体(別途指定するものを除き、書き換えのできないものに限る。)を、紙入札書等提出期間に、持参又は郵送等により愛南町役場企画財政課へ提出するとともに、運用基準5-3に定める提出書類通知書を電子入札における入札書に添付して提出すること。この場合、工事費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に工事費内訳書在中の旨を朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に入札件名を表示し、密封したものを提出すること。

また、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、入札書及び当該添付書類を、紙入札書等提出期間に、持参又は郵送等により愛南町役場企画財政課へ提出すること。この場合、入札書及び工事費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に入札書及び工事費内訳書在中の旨を朱書し、それぞれ別の中封筒に入れ、それぞれの表に入札件名及び「入札書」又は「工事費内訳書」を表示し、密封したものを提出すること。

6 簡易型総合評価落札方式(実績確認型)に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

この公告の工事の簡易型総合評価落札方式における評価項目、評価内容、評価基準及び配点は、愛南町建設工事簡易型総合評価落札方式実施要綱(平成26年6月13日制定。以下「総合評価実施要領」という。)第5条、第6条及び評価項目等(別表)のとおりとする。

(2) 簡易型総合評価の方法

ア 次の算式により導き出された評価値をもって簡易型総合評価を行う。なお、評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、求められる評価値は小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとする。

評価値 = {基礎点(100点) + 加算点} / 入札価格(単位: 億円)

イ アの基礎点については、評価項目ごとの最低限の要件を満たす場合に100点を与える。

ウ アで規定する各入札参加者の加算点については、次の算式により導き出された数値とする。なお、求められる加算点は小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとする。

加算点 = (入札参加者の各評価項目の得点合計 / 各評価項目の配点合計) × 10点

7 その他必要な事項

(1) 事前確認資料の提出

事前確認には以下の書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 入札参加資格確認資料(簡易型総合評価に係る資料を含む。)

(2) 設計業務等の受託者等の入札参加制限

共通事項の2(4)に掲げる入札参加資格により、次のア又はイに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 個別事項の表中「設計業務等の受託者」に掲げる者

イ 次の①又は②に該当する者（共通事項の2(4)における「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」）

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(3) 入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係に係る入札参加制限

共通事項の2(5)に掲げる入札参加資格により、入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合（共同企業体の場合は、入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合）、当該関係がある者が行った入札は無効とする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）である場合は除く。

① 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合は除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(4) 配置予定監理技術者（主任技術者）

配置予定監理技術者（主任技術者）は、役職（監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事していたものに限る。）や従事期間（工期の2分の1以上であり、個別事項の表中「工事の種類等」に掲げる施工内容が行われている期間に従事していること。）の基準を満たす従事経験を有するとともに、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている場合にあつては、この工事に専任が可能な技術者であり（建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者である場合は、専任の監理技術者補佐（同号に規定する監理技術者が行うべき職務を補佐する者をいう。以下同じ。）を配置すること。一方、請負予定金額が4,500万円未満（建築一式工事にあつては9,000万円未満）の場合は、専任を要しない。）、かつ、開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。なお、企業集団内の出向社員については、令和6年3月26日付け国不建技第291号国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知の取扱いに基づき、雇用関係を認めるものとする。

また、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を配置する場合に置く監理技術者補佐についても、開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。

(5) 設計書等の貸与及び閲覧

ア 設計書等は、個別事項の表中「設計書等の貸与期間」に掲げる期間に、様式第1号「設計図書閲覧（貸出）申請書」を個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所にした者に対して、上記の期間内において、原則として、3日間に限り貸与する。なお、閲覧についても上記の場所で行う。

イ 上記アの3日間は、貸与した日を初日として計算し、休日を含めない。

ウ 入札情報公開システムにより閲覧に供する設計書等を閲覧する場合においては、様式第1号「設計図書閲覧（貸出）申請書」の提出は不要である。

(6) 入札説明書についての質問

ア 入札説明書についての質問は、電子入札システムによるほか、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等により提出することができる。なお、質問事項には入札参加者名が特定できる内容を記載しないこと。

イ 入札説明書についての質問を持参又は郵送等により提出する場合は、個別事項の表中「入札説明書についての質問提出期間」に掲げる期間内の受付時間中に、個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ提出すること。

ウ 入札説明書についての質問に対する回答は、愛南町ホームページに掲載することにより行う。

(7) 入札方法

ア やむを得ず紙入札方式による場合、入札書の様式は様式第2号のとおりとする。この場合、必ず電子くじ入力番号（任意の3桁の数字）を記載すること。

イ 入札書の提出に際し、工事費内訳書の取扱いについて（別紙2）をよく読むとともに、入札書に記載される金額に対応し、工事区分及び工種（建築一式工事の場合は種目及び科目）ごとに金額を記載した工事費内訳書を添付すること。

ウ この工事は、愛南町契約事務規則（平成17年愛南町規則第21号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、調査基準価格を設定しており、この価格を下回る価格で入札を行った者に対して、規則第18条第2項の規定に基づき、低入札価格調査を行うこととしている。したがって、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）は、個別事項の表中「低入札価格調査資料の提出期限」に掲げる期限までに、指定された資料の持参による提出を求めるので、開札後直ちに準備すること。期限までに資料が提出できない場合、当該入札は失格とするので留意すること。また、調査に対応できない旨の申し出があった場合も当該入札を失格とする。

エ この工事が、低入札価格調査制度における失格判断基準の適用対象工事であるものにあつては、上記ウにかかわらず、設計金額に対し、入札価格の費目別内訳のいずれかが、当該失格判断基準に該当する場合には、当該入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして、失格とする。

オ 愛南町建設工事等電子入札心得及び運用基準を遵守すること。

(8) 開札後の追加資料の提出

ア 規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格内の範囲内で入札を行った者のう

ち、最高の評価値をもって入札を行った者（以下「最高評価値入札者」という。）は、以下の追加資料を電子入札システム、FAX、電子メール又は持参により、別途指定する日時までに速やかに提出すること。

なお、追加資料の提出がなかった場合は、規則第13条に基づき当該入札を無効とするので、当該追加資料について準備を行った上で入札に参加すること。

また、直近の経営事項審査の結果通知書の写し及び格付け結果通知の写しについて提出を求められた場合は、同様に速やかに提出すること。

- ① 施工実績及び監理技術者（主任技術者）の従事経験（いずれも、共同企業体受注の場合は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、分担施工である乙型共同企業体として受注した場合は、出資比率に関わらず。構成員として施工を行った分担工事に係る施工実績及び従事経験に限る。また、監理技術者（主任技術者）の従事経験については、監理技術者又は主任技術者としての従事経験のほか、現場代理人としての従事経験を含む。以下同じ。）を証する書類については、次に掲げるものであって、イ及びウの内容を確認できるものとする。

- ・ （一財）日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（コリンズ）の登録内容確認書（竣工登録されたものに限る。）又は竣工時工事カルテの写し（工事の一部が完成して引渡し完了している場合は、当該工事の発注者が発行する証明書によることができる。）

- ② 監理技術者（主任技術者）の資格等を証する書類

- ③ 簡易型総合評価に係る資料の記載事項（評価項目等（別表）に記載のあるものに限る。）を証する書類

- ④ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し

- ⑤ 手持ち工事の配置技術者が確認できる書類（受注状況一覧表、現場従事者一覧表）

イ ア①の施工実績及び監理技術者（主任技術者）の従事経験を証する書類は、工事名、発注者名、工事場所、契約金額、工期、受注形態（共同企業体受注の場合は出資比率を含む。）、工事概要等を証明できるものであること。なお、当該公告において求める施工実績及び監理技術者（主任技術者）の従事経験を上記の登録内容確認書又は工事カルテにより十分に確認できない場合は、設計書、図面等の工事内容を確認できる資料を併せて提出すること。

ウ ア①の監理技術者（主任技術者）の従事経験を証する書類は、従事役職、従事期間を確認できるものであること。なお、従事経験とする工事の工期全体を通して配置されていない者を監理技術者（主任技術者）とする場合は、個別事項の表中「工事の種類等」に掲げる施工内容が行われている期間従事していることを証する書類を提出すること。

エ ア②の監理技術者（主任技術者）の資格等を証する書類は、個別事項の表中「法令による資格・免許等」に掲げる免許等（建設業法第27条に基づき国土交通大臣が行う技術検定の合格証明書については、国土交通大臣が交付する合格証明書の受領までの期間は指定試験機関が通知する合格通知書で代えることができる。）の写し（請負予定金額4,500万円以上（建築一式工事にあつては9,000万円以上）の場合は、監理技術者資格者証の写し等の3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を証する書類を含む。）を提出すること。

オ 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を配置する場合は、監理技術者補佐についても、その資格等を証する書類として、次の書類を提出すること。

- ① 個別事項の表中「許可業種」に関して、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ、又は同法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者であることを証する免許等の写し
- ② 建設業法第27条第1項の規定に基づく1級の技術検定のうち、個別事項の表中「許可業種」に対応する検定種目の第1次検定に係る合格証明書等の写し（同法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者にあつては、不要）
- ③ 監理技術者資格者証の写し等の3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を証する書類

カ ア③の簡易型総合評価に係る資料の記載事項を証する書類は、次に掲げるとおりである。

- ① 施工実績及び監理技術者（主任技術者）の従事経験を証する書類は、ア①に掲げる書類（ただし、「出資比率が20%以上のもの」とあるのは「共同企業体の代表者としてのもの」と読み替える。）による。
- ② 監理技術者（主任技術者）の資格等を証する書類は、エに掲げる書類による。
- ③ 工事成績評定点を証する書類は、算定に加味した工事の工事成績評定通知書の写しとする。
- ④ 優良工事表彰歴を証する書類は、表彰状の写しとする。
- ⑤ ISOマネジメントシステムの認証取得を証する書類は、認証機関が発行する証明書等により認証取得が確認できる資料とする。
- ⑥ 継続学習（CPD）の取得単位数を証する書類は、（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）日本技術士会、（公社）日本建築士会連合会又は建築設備士関係団体CPD協議会が発行するCPDに係る証明書とする。
- ⑦ 記載した製作工場について、自らが所有する工場であることを証する書類
- ⑧ 記載した船舶について、自らが所有するものであり、かつ、求める能力を満たすものであることを証する書類。なお、求める能力を満たさない場合は、当該船舶で施工が可能であることがわかる資料を作成して添付すること。
- ⑨ 記載した現場代理人について、40歳未満であることを証する書類
- ⑩ 本・支店、営業所の有無を証する書類は、住宅地図等を利用し、記載した所在地の位置図を作成して提出するものとする。
- ⑪ 災害ボランティア活動実績を証する書類は、災害時における地域貢献活動の実績調書とする。

キ 最高評価値入札者が行った入札が、低入札価格調査の対象である場合は、最高評価値入札者以外の入札参加者に対しても追加資料の提出を求めることがある。

(9) 契約保証金

共通事項の10(1)アに掲げるとおりであるが、低入札価格調査に係る契約にあつては、契約保証金を請負代金額の10分の3以上とする。

(10) 契約書

この工事の請負契約に使用する工事請負契約書は、個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所で閲覧に供する。

(11) 支払条件

個別事項の表中「支払条件」に掲げるとおり

(12)別に配置を求める技術者

建設業法第26条第1項又は第2項の規定により監理技術者又は主任技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査を経て締結した契約にあつては、次のとおり技術者の配置を求めるものとし、必要な技術者を専任で配置できないときは、当該入札は失格とする。

ア 同法同条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負予定金額4,500万円以上（建築一式工事にあつては9,000万円以上）の工事にあつては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件（技術者の従事経験に係る要件を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置を求めるものとする。

イ 請負予定金額4,500万円未満（建築一式工事にあつては9,000万円未満）の工事にあつては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置を求めるものとする。

(13)その他

ア 落札決定後、請負契約の締結までの間に、当該業者が共通事項の1に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは請負業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

イ 本入札は別添入札公告に掲げるとおり入札後審査型一般競争入札方式により実施するので、共通事項の2に掲げる事前確認の結果、入札参加資格がないと認められた者については、当該業者が提出した入札書は無効とし、開札しない。

ウ 落札決定時において、契約日までの間、引き続き有効な経営事項審査がない落札候補者については、当該落札候補者が提出した入札書は無効とする。

エ 本説明書の別紙及び様式については、愛南町ホームページに掲載する。

オ 本入札に係る工事の施工において設置する現場代理人については、受注者との直接的な雇用関係を求める。

カ 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。